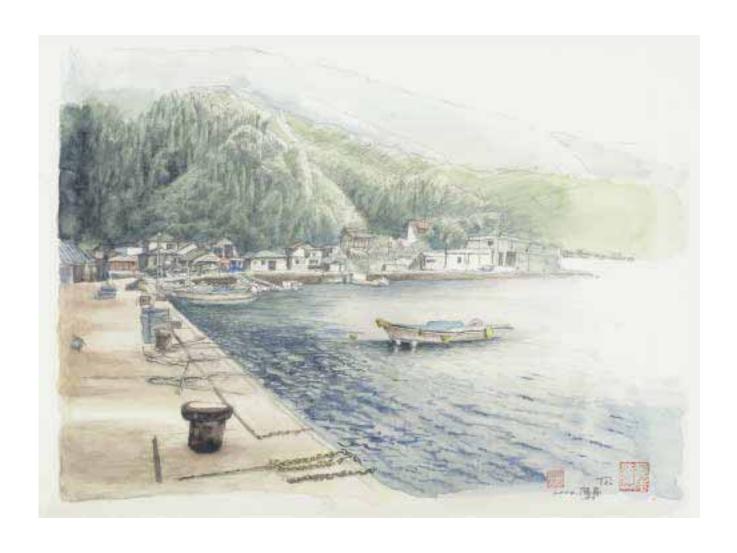




(平成19年10月~20年3月)

「南九州ブロック共同記事事業所紹介 宮崎交通株式会社の産業保健活動!



産業保健研修会のご案内(平成19年度 は無料です)

研修会参加ご希望の方は当センターに FAX(096-359-6506) していただくか、当センターホームページの「研修会参加申し込みフォーム」よりお申し込みください。 http://www.kumamoto-sanpo.jp/

研修会番号	研修日時	対象者		講師
32	10月15日(月) 14:00~16:00	Α	メンタルヘルス対策〜疾病編「うつ病」 意外と一般的に知られていない「うつ病」の症状に関しての基礎知識	明生病院 医長古 賀 幹 浩
	10月19日(金)	^	粉じん作業と労働安全衛生	第1種作業環境測定士環境計量士
33	14:00~16:00	Α	粉じんの有害性と管理の基礎	山口浩一
34	11月 2日(金) 14:15~16:15	A	メタボリックシンドローム対策 (事例検討) 増え続けるメタボリックシンドロームを職場でどう改善していくか事例を通して検討する	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医
25	11月8日(木)	Λ	主に衛生管理のための職場巡視の進め方 【実地研修】	小 柳 敦 子 元YKK AP線九州事業所 衛生工学衛生管理者
35	13:30~16:30	Α	日本製紙㈱八代工場にお伺いして 「職場巡視の進め方」 を考える	石原徳一
36	11月13日 (火) 14:00~16:00	D	快適職場ビフォーVsアフター 不良作業姿勢と重筋作業	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
37	11月19日(月) 14:00~16:00	A	メンタルヘルス対策〜疾病編 「うつ病」 意外と一般的に知られていない「うつ病」の症状に関しての基礎知識	明生病院 医長 古 賀 幹 浩
38	11月20日(火) 14:00~16:00	Α	心をつかむ話の 「聴き方」 聞き方の三要素、傾聴・受容・共感を理解し、心を通わせる会話の技術を研修	元THP心理相談員 瀬戸昌
39	11月26日 (月) 14:00~16:00	Α	衛生委員会と衛生管理者の活動 H18. 4. 1に施行された成立労働安全衛生法の概要と日頃の衛生管理者の活動についての情報交換を行う	元八代労働基準監督署 署長藤田泰生
40	12月6日(木) 14:00~16:00	Α	職場の安全衛生活動 参加者の各職場の改善事例について情報交換を行い、その改善にいたるまでのノウハウを学ぶ	熊本保健科学大学 教授
41	12月11日 (火)	D	自分で出来る騒音測定と評価	保健師 産業カウンセラー 島 村 佳 子
42	14:00~16:00	Α	測定・データ処理・管理区分の出し方 職場にメンタルヘルスを根づかせるために	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント
	14:00~16:00 12月21日(金)	_	労働生活の質の向上・職場活力の向上・リスクマネージメント・自殺防止対策 騒音作業と労働安全衛生	廣瀬 靖子 第1種作業環境測定士 環境計量士
43	14:00~16:00	A	騒音の有害性と管理の基礎	山口浩一
44	1月10日(木) 14:00~16:00	A	職場のうつ病対策 メンタルヘルスの基礎知識と事例検討	くまもと青明病院 精神科部長 堀 田 直 子
45	1月15日 (火) 14:00~16:00	C · D	はじめて衛生管理者になったら何をすればいいの? 職務内容と衛生巡視など	保健師 産業カウンセラー 島 村 佳 子
46	1月17日(木) 14:00~16:00	Α	人間工学:作業を人に合わせる チェックリストを用いた、腰痛、関節、筋肉等の障害の防止	熊本保健科学大学 教授 永 野 惠
47	1月21日 (月) 14:00~16:00	Α	メンタルヘルス対策〜疾病編 「アルコール依存症」 今後も大きな社会問題となるであろう「アルコール依存症」に関しての基礎知識	明生病院 医長古 賀 幹 浩
48	1月22日(火) 14:00~16:00	Α	積極的傾聴法 [積極的傾聴技法とロール・プレイングによる聴く体験を研修	元THP心理相談員 瀬戸昌
49	1月23日 (水) 14:00~16:00	Α	職場におけるメンタルヘルスの進め方 キーパーソンをみつけよう・職域と地域の連携のあり方	保健師 産業カウンセラー ・労働衛生コンサルタント 廣 瀬 靖 子
50	1月28日(月) 14:00~16:00	D	安全衛生年間計画の作成 労働安全衛生マネジメントシステムの中での年間計画の作成について	加速 加速 加速 加速 加速 加速 加速 加速
51	2月8日(金) 14:15~16:15	А	これからの健康診断 (法改正後) H20.4からの健康診断の考え方・検査項目・保健指導のあり方などについて	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医
52	2月12日 (火) 14:00~16:00	D	時代にマッチした新入社員教育 「労働衛生」	小 柳 敦 子 保健師 産業カウンセラー 島 村 佳 子
53	2月14日(木)	А	カリキュラム内容 職場のうつ病対策	くまもと青明病院 精神科部長
54	14:00~16:00	Α	メンタルヘルスの基礎知識と事例検討 作業環境測定と作業管理	堀 田 直 子 第1種作業環境測定士 環境計量士
55	14:00~16:00	A	作業環境測定結果の見方や作業管理について 保護具について	山 口 浩 一
	14:00~16:00 2月25日(月)	_	安全衛生保護具を考える 安全衛生教育について各社の取組み	石 原 徳 一 元八代労働基準監督署 署長
56	14:00~16:00	D	年間計画を立てる上での苦労、対象、内容、講師等、各社の担当者との情報交換を行う	藤田泰生
57	3月17日(月) 14:00~16:00	Α	メンタルヘルス対策〜疾病編「アルコール依存症」 今後も大きな社会問題となるであろう「アルコール依存症」に関しての基礎知識	明生病院 医長 古 賀 幹 浩
58	3月25日 (火) 14:00~16:00	Α	積極的傾聴法 II ロールプレイングを通じリスニングを深める	元THP心理相談員 瀬戸昌

対象者...A:問いません(どなたでも) B:産業医 C:保健師・看護師 D:衛生管理者・労務担当者等

会 場…熊本産業保健推進センター会議室

送信先 F A X 番号 熊本産業保健推進センター 096 - 359 - 6506

FAX送信票等は不要です。この用紙のみを送信して下さい。

ふりがな 参加者氏名		会社名	所属部署	
希望研修会番号 (複数申込可)		連絡先		
連絡担当者	参加者と違う場合に記入	連絡先電話番号	連 絡 先 FAX番号	

もくじ

あなたはアルコール依存症 (予備軍) ではないですか? 産業保健相談員 (メンタルヘルス) 古 賀 幹 浩 2
朝メシをチャンと食べましょう 産業保健相談員(労働衛生工学) 石 原 徳 一4
行政情報 「平成19年度熊本県における労働衛生の現状」の概要5
災害事例 有機溶剤による中毒 (平成18年)6
地域産業保健センターだより 阿蘇地域産業保健センター7
南九州ブロック共同記事事業所紹介 宮崎交通株式会社の産業保健活動8
平成20年4月から健診が変わる (特定健診・特定保健指導)10
母性健康管理研修会12
産業医学振興財団研修会 「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」のご案内14 「精神科医等のための産業保健研修会」のご案内15
進めていますか 「快適職場づくり」 熊本快適職場推進センター16
アスベスト対策総合研修会18
メールマガジンの配信希望のご案内19



表紙画

表紙画の言葉 長崎県鷹島(モンゴル村)・日比港 -

5・6年前、モンゴル国立馬頭琴管弦楽団が県立劇場にやって きた。第一曲目が始まるや鳥肌が立った。通常のオーケストラの バイオリンやビオラのキンキンした音ではなく、弦にコーティング を施したような、オクターブを下げたような、抑えられた音響は鼓 膜にほどよい響きをもたらした。遠い昔、かすかに身体に染みこん でいたものを思い起こすような、そんな音楽がそこに展開された。

それからはモンゴルの音楽のCDを買いあさった。

この音楽は、生まれてくる前、母親の胎内で聞いたような、そ のような遠い、遙かな懐かしさがある。

長崎にモンゴル村があるという。佐賀県の星賀港からフェリーで長崎県鷹島には10分程で着く。この絵は、鷹島の日比港である。 しかし、期待して行ったモンゴル料理などはなく、普通のレス トランしかなかった。

(熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長尾 禎一)



あなたはアルコール依存症 (予備軍)ではないですか?

産業保健相談員(メンタルヘルス) 古 智 幹

いきなりインパクトのあるタイトルにして しまいましたが、アルコール関連問題は私が 最も憂慮している世の中の問題の一つといっ てもいいでしょう。

今回は"アルコール依存症"の症状等に関 して詳しく説明はいたしませんが、私が皆さ んに一番お伝えしたいことは、"自分の身近 な問題"として意識し考えてほしいというこ とです。

社会現象として取り上げられるアルコール 関連問題の一つに"飲酒運転"があります。 記憶に新しいところでは、1年前に福岡で飲 酒運転による事故で幼い子供3人が亡くなる という痛ましい事件がありました。その以前 から同様の悲しい事故は繰り返されてきまし たが、何故か最近まで世論や交通法規を大き く変えるまでには至ってなかった印象があり ます。その背景に「酒は百薬の長」という言 葉に代表されるような、"飲酒"そのものに対 して寛容な日本文化が存在しています。

最近ではタクシーやバスなど運転業務に従 事する事業所において、出勤時に検知器で呼 気アルコールを検査する会社も増えてきまし たが、今後は業務内容にかかわらずこのよう な検査を取り入れる事業所も更に増えてくる かもしれません。これは日本の社会全体の意 識の変化の兆しとして私は歓迎しています。

欧米では以前から職場不適応などメンタル ヘルスの代表的なサインとして「事故」「無 断欠勤」「アルコール」の3つ(英語の頭文 字をとって"3A")を挙げていますが、日 本ではアルコールに関してそのような問題意 識が今までがあまりにも希薄であったと思い

ます。

単に"アルコール依存症"という病態だけ でなく、それに伴う肝障害(脂肪肝や肝硬変) を代表とした種々の身体合併症、事故や欠勤・ 休職などといった関連問題による社会経済的 な損失は莫大な額にのぼると推測されます。 加えて人的損失も含めると予想がつかないほ どの影響があると私は思うのですが、今まで そのような視点では論じられることはあまり なかったようです。

あなた自身はアルコールに対する意識はど うですか?新聞やテレビを通して、または身 近にアルコール関連問題によるエピソードを 見聞きした時に、「自分は違う、他人事」と いう心理が働いてはいませんか?

5年ごとに厚労省が労働者調査を行ってい ますが、職場ストレスを感じている労働者が 6割を超える高い水準で推移している中、そ のストレス解消法として断トツ一位を占めて いるのが"飲酒"なのです。

この統計と無関係ではないと肌で感じてい るのは、精神科の臨床の場において、定年退 職後に酒量が増えて"アルコール依存症"と なってしまい受診される高齢者の方が明らか に増えているという事実です。更に若くして "(アルコール性の) 認知症"にまで至って しまう方も少なくありません。

以前は"ワーカホリック(仕事中毒)"と 言われて社会問題となっていましたが、その ような「団塊の世代」がいっせいに定年退職 を迎えている昨今、今後は"アルコホリック (アルコール依存症)"が大きな社会問題になっ

ていくのではないかということを憂慮しているのです。

あるデータでは、平成17年現在で全国に約82万人の"アルコール依存症"患者がいると 推測されています。

"アルコール依存症"というと高齢者というイメージが強いかもしれませんが、最近では若年者(特に女性)の"アルコール依存症"が増えてきていることも臨床の場で感じているもう一つの事実です。

"アルコール依存症"というと「大酒飲み、酔っ払って暴れたり迷惑をかける」といった酒乱のイメージが一般的にあるかもしれませんが、それは実際の一部分でしかありません。病気の本質は、酒量のコントロールやブレーキがきかなくなることなのです。例えば、「仕事上で接待があるのでなかなかお酒はやめられない」と言いながら、仕事がないときでも休肝日を作れずに飲んでいる人はたくさんいます。

"アルコール依存症"はいろんな表現をされますが、その中でも代表的なのが"否認の病気"と言われています。つまり、問題飲酒を「自分のこととして認めず」、自分でも知らず知らずのうちに、飲むことへの「こだわり」が強くなり、「飲む為の言い訳、理由づけをする」ような行動パターンに変化していく病気だと言うことです。

酩酊時の記憶が脱落(ブラックアウト)してしまい不安になったり、酒が原因で失敗するエピソードを経験して罪悪感を感じるようになったりしても飲み方のコントロールがきかず、むしろ「隠れ飲み」と言われるような飲酒パターンへと悪化していく人などはその可能性が高いでしょう。

さて突然ですが、あなた自身に関して次の 4つの質問に答えてみてください。

- 1. 「あなたは今までに、お酒を減らす必要があると思ったことがありますか?」
- 2. 「あなたは今までに、お酒を飲むことに ついて非難されて、嫌な思いをしたこと がありますか? |
- 3. 「あなたは今までに、お酒を飲むことについて、悪いなと感じたり、または罪悪感を感じたことがありますか?」
- 4. 「あなたは今までに、目を覚ます目的で朝酒や迎え酒を飲んだことがありますか?」この4つの質問で該当する「はい」が0点の場合には問題飲酒の可能性は低く、1~2点の場合はその可能性あり注意が必要、3~4点の場合には"アルコール依存症"の可能性が高いといわれています。

"否認の病気"といわれていることも踏まえて、謙虚になって自分自身の飲酒行動パターンを振り返り、自分の問題として意識してみてください。

つい最近、私の大先輩である松永哲夫先生が、長年にわたりアルコール依存症の治療に携わってこられた経験を通して、断酒会で聞かせてもらった体験談をまとめられて、「断酒会 百人百話 ~依存症者と家族の回復の物語~」というタイトルで本を出版されました(発行:熊本出版文化会館)。体験談ということもあって、当事者や家族の声が綴られており、"酒害"というものをより生々しく感じさせてくれます。

今回のテーマに少しでも関心や不安?を持たれた方は一読されてみてはいかがでしょうか。

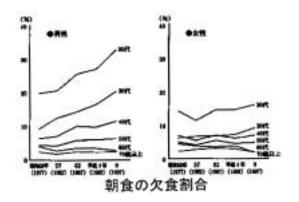


朝メシをチャンと食べましょう

産業保健相談員(労働衛生工学) 石 原 徳

大昔の日本人は狩りが出来た時には食事が摂れたが1日1食。栽培農業が出来るようになると1日朝餉夕餉の2食に なり、1日3食の習慣は鎌倉時代に中国から伝来したが、庶民まで拡がったのは明治維新後、明治新政府が兵士に3食 の食事を提供してからの事だそうです。

しかし最近は1日2食というか、朝食抜きで学校や職場に向かう人が多くなったようです。 国民栄養調査によると、高校生の男子で13.7%女子で7%が朝食をとっていないそうです。 又別の調査で中学1年生を対象に朝食と集中力の関係を調べた実験結果がありました。





朝食を食べた日と抜いた日とで、計算問題をこなした後の自覚症状を子どもたちに聞いたところ、朝食を食べなかっ たときには「気がちる」「根気がなくなる」「間違いが多くなる」という訴えが増えたそうです。

朝食を食べないと集中力が衰えて、脳がしっかり働いてくれないようです。

朝食を食べないと、どうして集中力が低下してしまうのでしょう。その答えは、脳を働かせるブドウ糖にあるそうです。 脳は体重の2%しかないのに、エネルギー消費量は全体の18%もの大量のものになります。

そしてそのエネルギー源はブドウ糖のみで、1日120gのブドウ糖を消費する。

脳は、睡眠中も「レム睡眠」のときに活動を続けているので、朝目覚めたときには夕食で蓄えたブドウ糖を使い切っ てしまっているそうです。朝の脳は、ブドウ糖の補給を待ちかねているガス欠状態なのです。

だから朝食は必要なのです

寝ているときも起きているときも脳のブドウ糖の消費量は同じで、その量は1時間当たり5g消費します。

夕食でとったブドウ糖は肝臓でグリコーゲンとして蓄えられますが、その量には限界があり、60gしか蓄えられません。 すると60/5=12時間ということになり、たった一晩でせっかく蓄えた脳のエネルギーはかなり減った状態になって しまうのです。目が覚めた時には脳のエネルギーは不足しています。そこで朝食により脳のエネルギーであるブドウ糖 の補給をする必要が生じてくるのです。

食事で取り込まれたデンプン等は消化されてブドウ糖に変わり脳に送り込まれるには約30分ほど必要です。

出来るだけ早起きしてゆっくりした朝食の時間を確保し、脳にもエネルギーを補給し一日の活動の準備をしましょう。

ところでなぜ朝食をとらないのでしょう

話を戻して、朝食を食べてこなかった子どもに何故食べなかったのかの質問の答え

- ○朝寝坊して食べなかった
- ○睡眠不足で食べられない

このように子どもも夜型の生活リズムになり朝食を食べないことになっている。大人も夜勤の方、遅くまで残業をす る方などが増え、又24時間営業の店が増え便利になった半面生活リズムを壊してしまった方が多くなったのでしょう。 もう一つ、家族それぞれの時間のズレで「孤食」が増加したからでしょう。

毎日とは言えませんが、早寝早起きに努め、出来るだけ家族での団らんを持ち、朝食をとるように努めましょう。 そして安全で健康的な生産活動に臨んで下さい。



「平成19年度熊本県における 労働衛生の現状」の概要

毎年、熊本労働局と熊本産業保健推進センターでは、県内における労働衛生の現状を小冊子にまとめています。

今般、これがまとまりましたので、その内容の一部を紹介します。

全国の景気は全体として緩やかな回復傾向にあるものの、多くの中小企業を抱える熊本県においては依然として厳しい経済状況が続いています。このような中で、働く人の健康状況を見ると、定期健康診断結果における有所見率は52.58%と3年連続5割を超え、将来、糖尿病や高血圧症といった生活習慣病を招くことが強く危惧される状況にあります。

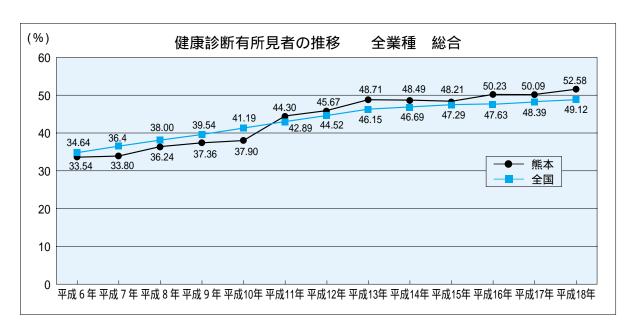
平成14年に実施された「労働者健康状況調査」(全国)によると、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、ストレスを感じながら働く人の割合も61.5%を占めています。

県内で働く人の自殺者数も平成18年には140人となるなど近年増加する傾向にあり、メンタルヘルス対策、自殺予防対策、THP活動といった心とからだの健康対策が重要な課題となっています。

さらに、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害防止対策は最重点として取り組まなければならない問題です。

また、石綿作業従事者の健康障害の防止については、今後、石綿を含んだ建材を使用した建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い、その防止対策の徹底が求められています。

一方、従来からのじん肺症を代表とする職業性疾病対策はもとより、たばこを吸わない人のための受動喫煙防止を目的とした「職場における喫煙対策のためのガイドライン」等の周知指導など、これまで述べた課題への取組みを含め近年事業場を取巻く産業保健活動の裾野は着実に広がり、快適な職場環境の実現に向けた自主的な衛生(健康)管理活動を積極的に行うことが事業者に求められています。



*小冊子「平成19年度熊本県における労働衛生の現状」が必要な方は、熊本産業保健推進センターにお申し出下さい。





有機溶剤による中毒 (平成18年)

発生月	業種	被災状況	原因物質	発 生 状 況	発生原因
1月	洋品雑貨・ 小間物小売 業	中毒 1名	アセトン	店内清掃作業中、陳列棚等にあった粘着シールのはがし跡をふき取るため、アセトン含有の除光液を染み込ませた布を使用していたところ、作業開始から約1時間後に気分が悪くなり、病院へ搬送された。	換気不十分(全体換気装置のみ) 呼吸用保護具なし
1月	可塑物製品製造業	死亡 1名	ジクロル メタン	偏光フィルムの製造工場におけるプラスチックフィルムにジクロルメタンと樹脂を塗布する設備の整備中に、ジクロルメタンを吸入したもの。搬送先で14日後に死亡した。	単独作業 隔離設備内の作業環境測定実施 せず 隔離設備内作業中の換気不十分 呼吸用保護具(低濃度用有機ガ ス用防毒マスク)の破過
3月	発電用、送電用、配電用スは産業 用電気機械 器具製造業	中毒 1名	キシレン	始業から工場内出荷場において、作業者が、キシレンを含有するラベル剥がし剤を使用しシール類を剥がす作業を、スプレー臭を漂わせないよう自然換気で行っていたところ、同一作業場内で、半導体製品の出荷作業に従事していた者が急性有機溶剤中毒になったもの。	有害性情報提供されず 有害な場所への関係者以外の立 入禁止措置未措置 換気不十分 呼吸用保護具不使用
4月	航空機製造業	中毒 1名	トルエン	航空機用ねじのネジを入れ有機溶剤(トルエン99.9%)により洗浄する作業を、防じんマスクを着用して朝から何回も繰返し行っていたところ、製品の品質管理上、埃が入らないように壁面のガラス戸を閉鎖し、洗浄作業用の換気設備も行わなかったもの。	換気不十分 有機溶剤の気中濃度測定不十分 呼吸用保護具選択不適切(被災 者が防毒マスクか防じんマスク かの区別つかずに使用) 作業主任者職務不履行(作業者 に直接指揮せず)
4月	塩化ビニー ル樹脂コン パウンドの 製造	死亡 1名	ジクロル メタン	塩化ビニール樹脂プラントにおいて、原料を混合する工程で使用される撹拌槽の掃除を行うため、撹拌槽の内部に作業者が独自の判断で防じんマスクを着用して入り、ジクロルメタンを使用して清掃作業を行っていたところ、同溶剤の蒸気を吸入し、ぐったりしているところを発見され、病院に救急搬送されたが、ジクロルメタン中毒で死亡した。	単独作業 作業主任者選任せず 換気不十分 使用有機溶剤に係る掲示・表示なし 有機溶剤濃度測定せず 呼吸用保護具選択不適切(防じ んマスク使用)
5月	各種機械装 置の組立て 又はすえ付 けの事業	中毒 2名	トルエン	設備修理工事で、元請から接着剤中の有機溶剤について知らされないままで、タンク内部で接着剤を使ってのゴムライニング作業を行っていたところ、保護具も使用しないまま作業に従事していたため、有機溶剤中毒になった。さらに救出するために、監視役の労働者が保護具を使用しないままタンク内部に入り、2次災害に至った。	MSDS周知せず(元請) 作業主任者選任せず 有機溶剤事前濃度測定せず 換気不十分 呼吸用保護具不使用 安全衛生教育不十分
7月	鉄骨造り又は 鉄骨鉄筋コン クリート造り の家屋の建設 事業	中毒 4名	シンナー	塗装の下請工事において、水性の塗料を用いて天井を 吹付け塗装を行っていたが、塗装ののりが悪いため、元 請への相談もなく、有機溶剤系の塗料を下地として吹付 けていたところ、ばく露防止措置を講じないまま作業を 行っていたもの。約2時間経過後に従事していた労働者 4名全員がシンナー中毒になった。	作業主任者選任せず 関係事業者間の連絡調整不十分 呼吸用保護具不使用 換気不十分
7月	その他の化 学製品製造 業	死亡 1名	クロロホルム	医薬品原体の精製作業を事業主と被災労働者2名で行っていたが、屋内作業場から発せられる悪臭に近隣住民からの苦情が続いていたので、それに対処するために、窓や出入口を目張りし、排気装置も有効に稼働させず、呼吸用保護具も着用しないままで作業したもの。作業者2名とも中毒による意識不明となった。	管理監督者(被災者)の安全衛生 に関する認識不十分 作業主任者選任せず 換気装置不適切 呼吸用保護具不使用
8月	卸売長・小 売業 医療保険業	中毒 6名	シクロル ヘキサン アセトン	病院内の柱補修作業のため、地下の両面テープ貼り付け部分清掃の後、塩ビシート貼りに伴い、接着力を増強するプライマー(シクロルヘキサン、アセトン等の混合物)を使用したもの。 当該作業所から約6~7m離れた受付事務室で受付及び会計事務をしていた事務員が有機溶剤中毒になった。	作業主任者選任せず 換気措置不措置 呼吸用保護具不使用 部外者の立入禁止措置なし 関係事業者間の連絡調整不十分
9月	卸売業・小売業	中毒 1名	トルエン (疑い)	隣で営業する惣菜店の床工事が前日夜から当日朝にかけて行われたところ、当日朝店舗のカウンターの片付け等、開店準備を行っていたところ、途中から気分が悪くなって、病院で治療を受けた。	被災者の所属事業場に起因する 原因なし

健康相談窓口の相談者、100人を目標に

<はじめに>

地域産業保健センターの業務の中で、私は 健康相談窓口に多くの労働者が相談に来るよ うにすることが、特に大切な仕事と考えてい ます。それは健康に不安を持っている労働者 が、直接医師に相談して、病気の予防方法、 病後における作業とのかかわりあい、日常生 活における健康保持の増進などを自分で考え られるということだと思います。阿蘇郡市内 で働く労働者の定期健康診断を調査した結果 では、平成17年の有所見率は49%となってお ります。それから考えても、健康に不安をか かえている労働者が、医師に健康相談窓口で 指導を受け、自分の健康状態を把握して健康 管理をすることが如何に大切かということが 分かると思います。



<活動状況>

阿蘇地域産業保健センターでは、平成18年 度の相談窓口を阿蘇郡市医師会館で12回、黒 川温泉観光旅館協同組合で4回、小国町商工 会で3回、高森商工会で9回、地域医療機関で 3回、計31回開催しました。その結果、相談 者は34名で、阿蘇郡市内の労働者で健康診断 を受診した有所見率から見れば大変少ないと



思います。その理由の一つとして中小規模事 業場が多く、就業時間を割いて相談窓口に労 働者を相談に行かせる程、経済的に余裕が無 いのではないかと思います。このような状況 の中で相談者を100名にすることは、大変難 しいことですが、労働者の健康を守り、快適 な職場にするためには非常に大切なことだと 考えております。そのため、私も事業場を訪 問して相談窓口を利用するよう事業主の方に 話しておりますし、菊池労働基準監督署の職 員の方や運営協議会の委員の方にも、相談窓 口のPRをお願いしております。また、説明 会等でも相談窓口の利用について説明してお りますが、なかなか効果が上がらず頭を痛め ております。

<終わりに>

ある調査報告書に、相談に訪れた事業主や 労働者が「相談に来て良かった、他の人にも 紹介したい」と思うようにさせることが相談 件数を増やす近道であり、地域産業保健セン ターの相談員が親切に、役に立つ相談を行う よう心がけることも大切なことであると書い てありました。相談員の相談者に対する対応 が最も大切なことであると思われます。

阿蘇地域産業保健センター

コーディネーター 相 賀 鑑 照

南九州ブロック共同記事事業所紹介

宮崎交通株式会社の産業保健活動

人事企画課健康管理センター 保健師 中武 美月

1 会社の概要

宮崎交通といえば、「青い海、青い空」をコンセプトとしたバスの車体を連想される方が多いのではないでしょうか。創業81年という歴史ある弊社は、宮崎県民の足として地域の公共交通サービスの供給を行ってきました。また、グループ会社においては、レジャー・サービス事業(タクシー、ホテル、旅行、レストラン)等、「観光宮崎」の主力事業として運営を行っています。

「安全を追求し安心・信頼されるグループを目指します、夢と感動を笑顔で運びます、明日に向けてあらゆる可能性に挑戦し続けます」の経営理念を基に、県民の皆様や利用者の立場に立ったサービス改善に日々努めています。

創業:大正15年5月10日

従業員数=1158名(平成19年4月1日現在)

本社:宮崎交通(株)

主な事業:一般旅客運送事業、旅行・保険・航空代理店事業等 グループ会社:タクシー事業、ホテル事業、レストラン事業、他

2 健康管理体制

保健師は宮崎交通(株)人事企画課健康管理センターに所属していますが、宮交グループ全従業員を対象に保健事業を行っています。又、各事業所が県内全域に点在しているため現在、12名の嘱託産業医がいます。

嘱託産業医	12名
保健師	3名



ᢃ 健康診断・保健指導

毎年4月から7月の上旬まで行われるのが定期健康診断です。北は高千穂から南は串間まで委託している検診車を走らせています。健診の事後フォローは、担当保健師が定期バスで巡回し、保健指導にあたっています。特に、バスやタクシーの乗務員は限られた時間の中(5分~15分)での面接とあって、短時間での保健指導の難しさを毎回痛感しています。しかしその中でも、個人の生活背景に合った生活習慣の改善点を提案させて頂いたり、抱えている様々な悩みを少しでも軽減できるような雰囲気作りを大事にしようと努めています。また、保健指導の際には「貴重な時間を割いて面談に来てくださってありがとうございます」という感謝の気持ちをいつも忘れないように心がけています。

4 血液サラサラセミナー

最近、「血液検査のデータだけでなく血液の中身について知りたい!」そんな時代の流れを感じるようになってきました。宮交グループの従業員においては生活習慣病予備軍が年々増加していることから、平成17年~18年度にかけて「血液サラサラセミナー」を開催しました。これは、自分の血液の流れる状態を画像モニターで実際に観察してもらい、血液の状態と悪い生活習慣から引き起こされる病気の関連性について動機付けを図ったものです。また、生活習慣病の主な原因として食生活の問題が挙げられることから、栄養士による個別の栄養指導も行いました。受講者からは「自分の血液の状態を実際に見る機会はめったにない」「健康診断だけでは分からないことが分かった」という意見が多く、難しい血液検査の数値に比べ、流れが良いか悪いか一目でわかるのも、この検査の大きなメリットであることが明らかになりました。また「今回の結果と比較してみたい」という声も多く聞かれ、受講者が血液の流れの良さを健康のバロメーターとしてとらえられていたようです。このセミナーでは、受講者1人1人がこれまでの生活習慣を振り返り、血液をサラサラにする生活習慣のあり方を考える大きなきっかけになったと考えます。



血液サラサラセミナー「栄養士による栄養指導」



モニターによる血液サラサラ検査

5 メンタルヘルス対策

昨年12月に、従業員のメンタルヘルスに関する意識・関心を高めるため、「宮崎産業保健推進センター相談員」である富家直明先生のメンタルヘルス研修を開催しました。平成19年4月からは、宮交グループ全従業員を対象に「働く人のストレス調査」を実施しています。各事業所、部署、職種(役職)ごとの分析結果をもとに、今後は、宮交グループの心の健康問題を把握・整理し、従業員が元気で快適に働ける職場づくりの支援を行っていきたいと考えています。

6 今後の課題

健康であるためにはその人自身の努力が不可欠ですが、家族や職場、病院など様々なサポートが必要であり、健康づくりへの環境整備が重要であると考えます。今後は、肥満の予防、ひいてはメタボリックシンドロームの予防を中心とした生活習慣改善のための支援、各職場の健康づくりに対するフォロー、メンタルヘルス対策を主として各事業所の所属長、総務担当者、産業医と連携し、保健活動に取り組んでいきたいと思います。

平成20年 4月から

診が呼ばら

平成20年度から、メタボリックシンドロームに (内臓脂肪症候群) に着目した 新しい健診・保健指導 (特定健診・特定保健指導) が始まります。 従業員の健康は「会社の元気」につながります。

この新しい健診・保健指導を健康づくりにご活用ください

従業員の健康は会 社の財産です



事業主と医療保険者 が協力して従業員の 健康を守りましょう

「従業員の健康を守る」。企業にとって大切なことだとわかっていても、時間やコストがかかる と後回しにされがちです。でも、従業員の健康が損なわれれば、業務に支障をきたし、時間やコ ストが余計にかかるばかりか、会社の信用にかかわることも…。また、従業員の側からみると、 労働者の約65%が会社の健康づくりへの取り組みに期待をしています

(厚生労働省「平成14年労働者健康状況調査」より)。

従業員の健康が大切な理由は?



大切な企業活動を支えます (リスクマネジメントの観点)

従業員が病気で会社を休めば、仕事に支障が出て顧客からの信用を失うなど、損失が発生する おそれがあります。従業員の健康を向上させれば、そのようなリスクを減らすことができます。

企業の法的義務・社会的責務です (コンプライアンス・CSRの観点)

事業主には、定期健診を従業員に受けさせる義務 があります (労働安全衛生法第66条)。また、従業 員の健康が低下すると、労災が起きやすくなり、最 悪の場合、「過労死」による損害賠償を請求されか ねません。従業員の心身の健康を守ることは、いま やCSR (Corporate Social Responsibility:企 業の社会的責任)となっており、積極的に取り組む 企業が増えています。

脳血管疾患および虚血性心疾患等 (「過労死」等事案)の労災補償状況

区分	年度	13年度	15年度	17年度
脳・心臓 疾患	請求件数	690	742	869
	認定件数	143	314	330
うち死亡	請求件数	-	319	336
	認定件数	58	158	157

(厚生労働省の調査より)





従業員の健康づくりに 取り組む企業が増えています

(社)日本経済団体連合会の「第50回福利厚生費調査結果(平成 17年)」によると、企業が任意に行う福祉施策に充てる費用であ る「法定外福利費」のうち、「健康・医療」が前年度比7.6%増と、 大きく増加しています。

(金融の元気) (金融の元気)

企業の生産性向上に不可欠です (ヘルシー・カンパニーの観点)

アメリカでは1980年代に、ローゼン博士によって「ヘルシー・カンパニー」という概念が提唱 されました。企業の生産性向上のためには、従業員の健康増進が不可欠という考え方です。

平成20年度からは、従業員の健康を守る事業主と、特定健診・特定保健指導を義務づけられ た医療保険者 (健保組合、政管健保、国保、共済組合など) が、連携・協力することが、こ れまで以上に求められます。

しっかり健診・職場環境づくり

従業員への定期健診を実施しましょう (労働安全衛生法による義務) 長時間労働者への医師による面接指導を行いましょう (同上)

深夜残業従事者や有害業務従事者などへの健診を行いましょう (同上)

健診で異常な所見があった従業員に対する労働時間の短縮、

就業場所の変更など、必要な就業上の措置を行いましょう (同上)

従業員への健診結果に基づく保健指導を行いましょう

(労働安全衛生法による努力義務)

従業員のメンタルヘルス対策を実施しましょう (同上)

健康教育・健康相談など従業員の健康の保持・増進を図るための措置を行いましょう (同上)

効果的な分煙対策を行いましょう (健康増進法による努力義務)





きちんと従業員・家族の健康づくり

40~74歳の被保険者 (従業員) への特定保健指導を行います (高齢者の医療の確保に関する法律による義務)

(注) 40~74歳の被保険者の健診データは事業主から入手

40~74歳の被扶養者 (従業員の家族) への特定健診・特定保健指導を 実施します (同上)

特定健診・特定保健指導のデータの一元管理をします (同上)

その他、被保険者・被扶養者の健康の保持・増進のために必要な事業を行います (健康保険法による努力義務)



「高齢者の医療の確保に関する法律」って?

特定健診・特定保健指導実施にあたっての根拠となる「高齢者の医療の確保に関する法律」とは、平 成18年6月の医療制度改革関連法の成立に伴い従来の老人保健法が改正されたもので、平成20年4月1 日から施行されます。これまで健診などの保健事業は、老人保健法や医療保険各法に基づいて市町村、 企業、医療保険者によってばらばらに行われていましたが、平成20年度からは、医療保険者が実施主体 となることで、被扶養者に対する健診も充実し、受診率アップや受診後のフォローアップの充実が期待 されます。

厚生労働省委託事業~

産業医等産業保健スタッフのための

母性健康管理研修会

この研修を受講すると医師・産業医の方々 は日本医師会「認定産業医」基礎研修ま たは生涯研修の単位が取得できます。

平成19年10月18日 (木)

13:00~17:00







会 場

メルパルク熊本(2階 立田の間)

〒860 - 8517 熊本市水道町14 - 1 Tel 096 - 355 - 6311 (代)

【主催】一

熊本産業保健推進センター

共催:社団法人熊本県医師会

【後援】-

社団法人日本医師会・財団法人女性労働協会

【お問い合わせは】--

熊本産業保健推進センター

〒860 - 0806 熊本県熊本市花畑町1 - 7

MY熊本ビル8F

Tel 096 - 353 - 5480 / Fax 096 - 359 - 6506

事業受託者:独立行政法人労働者健康福祉機構

~ 厚生労働省委託事業

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施を義務付けています。

産業医、医師、保健師、助産師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等の産業保健スタッフのみなさまに、母性健康管理について知識を深めていただくために、 「母性健康管理研修会」を開催いたします。みなさまのご参加をお待ちしております。

7888

内 容

[1]

- ・管内の働く女性の現状
- ・男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置
- ・ 労働基準法における母性保護規定

熊本労働局雇用均等室 室長

齋 田 三枝子

[2]

- ・母子保健の理念
- ・妊娠中の症状等に対応する措置

母性健康管理指導医 (熊本労働局)

清水町産科/婦人科 院長 **竹 本 純 一**

[3]

・職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業 保健スタッフ等の役割

おばたやすこ労働衛生コンサルタント事務所 所長

小 畑 泰 子





熊本県会場

「母性健康管理研修会」参加申込書

ふりがな 氏 名		事業場名 (勤務先名)
連絡先	住所	T 都道府県
	TEL	FAX
該当する番○をつけて		1 産業医 2 医師 3 保健師 4 助産師 5 看護師 6 衛生管理者 7 機会均等推進責任者 8 人事労務担当者 9 事業主 10 その他() *1及び2に○をつけた方 1 基礎研修会 2 生涯研修会
該当者のみ 下さい	ご記入	所属郡市区医師会名 医師会 認定証番号 (認定産業医のみ)

本研修会は日本医師会認定産業医制度における産業医研修会として指定を受けており、受講された方は基礎後期研修4単位または生涯更新研修1単位・専門研修3単位を取得できます。

上記にご記入頂いた情報は、本研修会における参加者名簿作成のために使用いたします。

参加申込書に必要事項をご記入の上、切り取らずにこのままFAXでお申し込み下さい。 先着順にて、定員に達し次第締切とさせて頂きます。

申し込み先FAX番号 096-359-6506

~厚生労働省委託事業~

「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」のご案内

昨今、産業界においては、過労死などの労働者の過重労働による健康障害や職場でのストレスに起因する精神障害が 多発し、大きな関心を集めています。

過重労働・メンタルヘルス対策を強化するため、必要な労働者に対する医師による面接指導を事業者に義務づけるなどを内容とする改正労働安全衛生法が平成18年4月1日から施行され、また平成20年4月からは、経過措置により適用を猶予されております労働者数50人未満の規模の事業場にも適用されることになります。労働者の過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の的確な推進を図る上で、産業医等の医師の方々にこれらの課題について十分な理解をいただくことが極めて重要となっております。

このため、財団法人産業医学振興財団では、厚生労働省から委託を受け労働者の過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修として、産業医等の医師を対象とする、「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」を昨年に引き続き開催することといたしましたので、関係の医師の皆様に是非ご参加いただきたくご案内申し上げます。

主 **催** 熊本県医師会・産業医学振興財団

対 象 医師

定 員 100名

参加費 無料

なお、この研修会は日本医師会認定産業医制度に おける指定研修会として申請中です。(基礎研修 (後期研修3.5単位)・生涯研修(更新研修3.5単位))

開催日・会場

熊本県会場 平成20年1月26日(土) 三井ガーデンホテル熊本 地下1階 ガーデンホールAB

研修時間・内容

13:30~13:40 開講挨拶

13:40~14:40 過重労働対策の進め方

14:40~14:50 休憩

14:50~15:50 面接指導の手法

15:50~16:00 休憩

16:00~17:30 メンタルヘルス対策の進め方

申込方法

- ◎インターネット (http://www.zsisz.or.jp) 又はFAX (下記の申込書に必要事項を記入) でお申し込みください。
- ◎受講予定者には、開催日の約7日前までに別途「受講票」(会場施設の地図を同封)をお送りしますので、連絡先の住所、氏名(ふりがな)は正確にご記入ください。

申込期限

◎開催7日前を申込期限として定員まで先着順に申込 受理いたします。なお定員に達しない場合は当日ま で受付ますので財団事務局まで問い合わせてください。

その他

◎駐車場は、ご用意出来ませんのでご注意ください。

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団 企画課

〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階

TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5426

過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会申込書

楷書にて記入願います。

受講者氏名	ふりがな				会場	熊本県会	場(1月	26日)
文神有仄石					性別	男 · 女	年齢	
	〒 住所	-		自 宅・勤務	先	←いずれかに	○をして	ください。
連絡先								
	TEL	_	_	FAΣ	ζ	_	_	
認定産業医手 帳発行元都道 府県医師会名			医師会	認定産業医資格の有無		1 有り	2	無し

~厚生労働省委託事業~

「精神科医等のための産業保健研修会」のご案内

近年、自殺者数が3万人を超える状況が続き、この中で労働者は8~9千人に及んでおります。特に、職場でのストレスなどによるうつ病等の精神障害やこれに起因する自殺の多発が社会問題となっており、厚生労働省においては、積極的に職場におけるメンタルヘルス対策を推進することとしております。

労働者の健康確保対策は基本的には事業者の責任で進められるものであり、適切な健康管理の実施のため、労働安全衛生法により産業医制度が設けられております。しかし、メンタルヘルスケアに関しては、事業場の産業医等の多くは精神科医等の医師ではないことから、専門的対応は困難な面があり、診療や職場復帰等の場面で、精神科医等の先生方のご指導、ご支援が必要となります。

このため、厚生労働省では職場と精神科医等の先生方との間で適切かつ円滑に連携できるように、関係者間のネットワークの構築を進めることとしており、産業医の先生方にメンタルヘルスについてのご理解を深める研修会を開催するとともに、精神科医等の先生方を対象として、事業場の状況、労働者の状況、労働衛生対策の実情等、産業保健についてご理解いただくための研修会を開催することとしたものです。

(財)産業医学振興財団では、上記の厚生労働省の施策に基づき平成18年度に引き続き委託を受け、関係団体のご支援をいただいて「精神科医等のための産業保健研修会」を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、メンタルヘルスの事例研究では、新たな事例を組み入れておりますので、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

主 催 (社)熊本県医師会

(社)日本精神科病院協会

(社)日本精神神経科診療所協会 熊本県精神神経科診療所協会

(財)産業医学振興財団

対 象 精神科、精神神経科及び心療内科の医師

定員 15名程度

参加費 無料

なお、この研修会は日本医師会認定産業医制度に おける指定研修会として申請中です。(基礎研修 (後期研修3単位)・生涯研修(専門研修3単位))

開催日・会場

熊本県会場 平成20年1月26日(土) 三井ガーデンホテル熊本

地下1階 ガーデンホールC

研修時間・内容

16:10~16:20 開講挨拶

16:20~17:50 産業保健概論・過重労働・メン

タルヘルス対策等

17:50~18:00 休憩

18:00~19:30 メンタルヘルス事例研究

申込方法

- ◎FAX(下記の申込書に必要事項を記入)又はイン ターネット(http://www.zsisz.or.jp)でお申し込 みください。
- ◎受講予定者には、各会場とも開催日の約7日前まで に別途「受講票」(会場施設の地図を同封)をお送 りしますので、連絡先の住所、氏名(ふりがな)は 正確にご記入ください。

申込期限

◎各会場ごとに定員まで先着順に申込を受理し、各会場開催7日前を申込期限といたします。

なお、定員に達しない場合には、当日の会場でも 受け付けますが、その際は募集状況を財団まで電話 等で確認してください。

その他

◎駐車場は、ご用意出来ませんのでご注意ください。

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団 企画課

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-5-1 東邦ビル 3階 TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5426

精神科医等のための産業保健研修会申込書

楷書にて記入願います。

巫 :	ふりがな				会場	熊本県会	場(1月	26日)
受講者氏名					性別	男·女	年齢	
	〒 住所	_		自 宅 ・ 勤務	先	←いずれかに	○をして	ください。
連絡先								
	TEL	_	_	FAX	X	_	_	
認定産業医手 帳発行元都道 府県医師会名			医師会	認定産業医 資格の有無	1	1 有り	2	無し

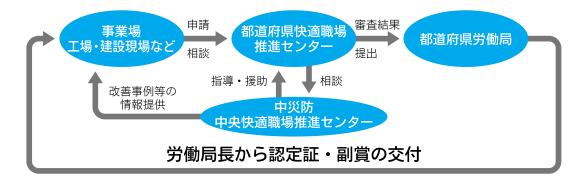
進めていますか

快適職場づくり

快適職場推進計画の認定とは

「快適職場推進計画の認定制度」は、事業場が作成した快適職場推進計画について、都道府県労 働局長が「快適職場指針」に照らして適切なものであると認めるとき、これを認定する制度です。 この計画が認定されると、労働局長から、認定証と副賞 (プレート) が交付されます。

快適職場推進計画の認定を受けようとする事業場は、「快適職場推進計画認定申請書」を都道府 県快適職場推進センターを経由して都道府県労働局に提出してください。



快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、次の4つの事項が示されてい ます。

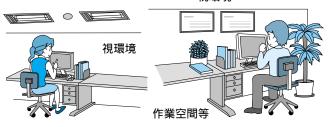
(1)作業環境の管理

作業環境を快適な状態に維持 管理するための措置

空気環境 音環境 温熱条件 作業空間等 視環境

休憩室等

相談室等



(2)作業方法の改善

労働者の従事する作業について、 その方法を改善するための措置



不良姿勢作業 重筋作業 高温作業等 緊張作業 機械操作等



(3)疲労回復支援施設

作業に従事することによる労 働者の疲労回復を図るための 施設・設備の設置・整備



(4)職場生活支援施設

その他の快適な職場環境を形 成するための必要な措置

洗面所



洗面所・更衣室等 食堂等

給湯設備・談話室等



快適職場推進計画の認定を受けると

快適職場推進計画が都道府県労働局長の認定を受けますと、以下のようなメリットがあります。 労働安全衛生法の規定を守っている証となります。

快適職場づくりに取り組んでいることが内外に形で示せます。

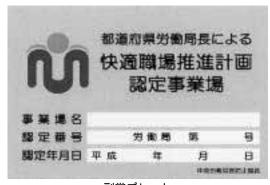
労働災害の防止に寄与します。

労災保険の「特例メリット制」の対象となります。

小規模事業場向け職場改善用機器整備等助成金の援助の対象となります。

今、多くの職場で問題となっている「タバコの煙」対策についても、快適職場づくりの重点事項として、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が公表されています。





副賞プレート

快適職場推進センターがお手伝い

快適職場づくり支援のために、各都道府県労働基準協会等に快適職場推進センターが設けられ、 快適職場推進アドバイザーが事業場の作成する快適職場推進計画に対する都道府県労働局長によ る認定のお手伝いをします。計画の作り方や申請のしかたなど、なんでもお気軽にご相談くださ い。

連絡先

熊本市上通町7-32(蚕糸会館内) 熊本快適職場推進センター

TEL. 096 - 356 - 1989

厚生労働省委託事業

【日本医師会認定産業医制度指定研修】

アスベスト対策総合研修会

主催:独立行政法人労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

共催:社団法人熊本県医師会

産業医等産業保健関係者に対して、アスベストによる健康被害に係る正しい理解と対応を取るための総合的 な研修を開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時 平成19年12月13日(木) 13:30~16:30

メルパルク熊本(2階 立田の間)

熊本市水道町14-1 11096-355-6311 (代)

産業医、医師、保健師、看護師、衛生管理者、安全管理者、事業者、建設工事発注者等

【1】アスベスト関連疾患の診断と臨床(13:30~15:30)

横須賀市立うわまち病院

副院長 三 浦 溥太郎

【2】アスベストによる健康障害を防止するために(15:30~16:30)

石綿飛散が想定される作業現場におけるマスクの正しい使用方法とマスク効率等について

熊本産業保健推進センター

産業保健相談員 山 口 浩 一

員 40名(先着順にて定員に達し次第締切とさせていただきます)

加費無料

- ※本研修会は、日本医師会認定産業医制度における産業医研修会として指定を受けており、受講された方は基 礎後期研修3単位または生涯専門研修3単位を取得できます。
- ※上記にご記入頂いた情報は、本研修会における参加者名簿作成のために使用いたします。
- 参加を希望される方は下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX でお申し込み下さい。(送付状は不要です)

「アスベスト対策総合研修会」参加申込書

事業場名(勤務先名)	
連絡先	〒
電話•FAX	電話 FAX
参加者氏名	部署・役職名よりがな氏名
該当する番号に○ をつけて下さい	1 産業医 2 医師 3 保健師 4 助産師 5 看護師 6 衛生管理者 7 機会均等推進責任者 8 人事労務担当者 9 事業主 10 その他 *1及び2に○をつけた方 a 基礎研修会 b 生涯研修会
該当者のみ記入し て下さい	所属郡市区医師会名 医師会 認定証番号(認定産業医のみ)

申込先FAX番号 096-359-6506

メールマガジンの配信希望のご案内

当センターでは利用者の皆様方へ、産業保健に関する新鮮な情報等をより早くお届けする ため10月からメールマガジンの配信を始めました。

内容としては、産業保健に関するトピックス、翌月の研修会案内、新着図書・ビデオの紹介、人気ビデオ等の紹介等、利用者の皆様方が関心を寄せていただくものにしたいと考えております。

配信ご希望の方は、下記の「配信申込書」により、電子メールアドレスを登録いただきますようお願いします。

言うまでもなく、お預りしたアドレス等の個人情報はメールマガジン以外には使用いたしません。

※ 熊本産業保健推進センターのホームページからも登録できます。

【FAX送信先:096-359-6506 熊本産業保健推進センター】

E - mail sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp TEL: 096 - 353-5480

メールマガジン配信申込書

(申込年月日:平成 年 月 日)

配信先氏名等	電子メール・アドレス及び電話番号 (所属事業場名)	職業
ふりがな 氏 名	アドレス: TEL: ()	A B C D E F
ふりがな 氏 名	アドレス: TEL: ()	A B C D E F

《お願い》電子メール・アドレスは鮮明にご記入下さい。

職業欄は下記を参考にして○を付けて下さい。

A:医師(産業医含) B:事業主 C:保健師·看護師 D:衛生管理者

E: 労務・安全衛生担当者 F: その他(







忘れ得ぬこと9

熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長 尾 禎 一

人生というものは、私を取り巻く環境と自己のパーソナリティーとの格闘である。環境は、全体的環境と個別的環境とがあって、全体的というのは時代の風潮や歴史的な積み重ねによって構成された環境である。例えば、戦時下の環境や高度経済成長期での環境的状況であり、これから逃れることはできない。他方、個別的というのは全体的な環境の中で、その時その時の個別的環境、例えば個人的な家庭的環境や、周囲の身近な状況における環境であり、これは変革したり、変えたり、逃れたりも出来るものである。

さて、他方のパーソナリティーであるが、これには心理学者の色んな学説があって一概に こうであると断定できるものではない。

3歳の時、満州から引き揚げてきて、ジフテリアに罹った。

はじめジフテリアとは分からず、限府の眼科にかかっていた。医者が流行目であると思ったらしい。母の妹が熊本の病院の看護婦をしていて、「流行目がそんな永くかかるはずがない」と、熊本の鹿児島眼科(現在の熊本眼科)を紹介した。先々代の鹿児島先生は世界に名だたる名医で、あのヘレンケラー女史も、戦後鹿児島先生に眼を診てもらいにきたという。

母は鹿児島先生に一喝された。「これは流行目などではない、ジフテリアだ。失明したら親の責任だ!」と。

恐れていたことが起きた。弟(1歳)は左目を失明した。幸い私は失明はしなかったが、実はこれには後日談があって、私が $5 \cdot 6$ 歳の頃であったと思う。ある日母が「おまえは可哀想に $\cdot \cdot$ 」と弟に言いながら改めて悲しんでいた。そこで私が「どうせ右の眼はみんなよく見えないからいいではないか」というようなことを言った。母はびっくりして「馬鹿なことを!おまえも見えないのかい」と言った。

ものごとを客観的に考えることのできない頃にジフテリアに罹かり、視力が極端に落ちて、0.03程度であったことがその後、小学校の視力検査で判明したのだが、幼少でそのようになっていたことで、見えないのが当たり前だと私は思いこんでいたのである。

生まれたとき、世の中が豊かで食うに困ることもなく、欲しいものは何でも手に入り、働かなくとも飯の食える時代。そして少し時間的にゆとりができた親は、自分の時間を持つことによって、自分の嗜好や好きなことに目を向け、食うことにあくせくする必要がなくなり、各自がバラバラにうごめき回り、その結果、親と子との共通の目的意識が欠如して、愛情を子供に注ぐ媒介(絆)が見あたらなくなった。

嘗ては、腹が減り、どうしたら食えるかという共通の目的意識があった。貧しさの共通の意識は、ことさら意識せずとも親と子との愛情の媒介(絆)となり、暗黙のうちに手を携えて同じ方向を向いていたのである。真の愛情というものはこのようなものである。

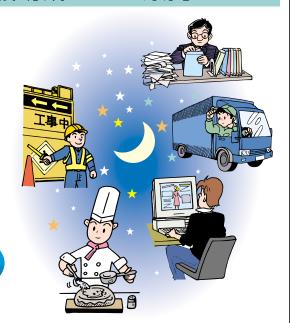
目が見えないことから出発した私は、見えないことが当たり前と思い込み、疑問も悔悟も未だに持たない。両眼がまともに見える人の視界は遂に分からないように、腹の減ったことがない者には遂には分からない世界がある。しかし、同時に真の愛情も人への思いやりも期待できない。

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張る あなたが、 明日も元気で いられるように。

人間ドックにも ご利用できます



ご存知ですか?健康診断費の



仕事が一生懸命がんばれるのは、元気な身体があってこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。 疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方もふくまれます。

- 常時使用される労働者
- 自発的健康診断を受診する日前 6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上) 深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)の 3/4に相当する額

上限7,500_円

- ※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。
- ※助成は、各年度につき1回に限ります。
- ※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適 用事業に勤務する労働者は対象となりません。



集

後

最近は格差社会と言われておりますが、これは道徳心、倫理観、平和観など人の考え方にも当てはまるのではないかと思います。親切で優しい人とそうじゃない人。エチケットを大切にする人とそうじゃない人。平和を大切に思う人とそうじゃない人。両者にはあまりにも大きな格差があるような気がします。そして、年々後者が増え、前者は社会の片隅に追いやられて行くような気がします。昭和30年代の古き良き時代に戻りたいと思う今日この頃です。 (T.K)

県内メンタルヘルス相談機関一覧

こころが疲れたとき、気になる症状が続くときは、風邪などと同様に気軽な気持ちで相談にのっ てもらえる所が欲しいものです。

当センターにおいて下記のとおり相談窓口を開設していますのでお知らせします。また、この他 にも県内で下記の各機関が相談の窓口を開いていますので、気軽にご利用してはいかがでしょうか。

職場における心の悩み相談窓口の概要

開設機関

熊本産業保健推進センター

対象者

熊本市花畑町1番7号 (MY熊本ビル8F)

事業主・管理職・人事労務担当者・保健師・看護師・衛生管理者・ 産業保健スタッフ・労働者等

相談内容 部下の職場に起因する悩みごと。

労働者本人の職場に起因する悩みごと等。

相談方法

• 面談※

- TEL 096-353-5480%
- FAX 096-359-6506
- メールアドレス sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp

※(ただし、 面談、TELは第1月曜日、第1・3水曜日、 第2・4木曜日の午後2~4時)



●従業員50人未満で産業医の選任義務のない事業 場は、次の機関もご利用ください。

地域産業保健センタ・

熊本地域産業保健センター

〒860-0811 熊本市本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内) TEL 096-366-2711

八代水俣地域産業保健センター

〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2(八代市医師会内)

TEL 0965-39-9531

有明地域産業保健センター

〒865-0005 玉名市玉名2186(玉名郡市医師会内)

TEL 0968-72-3050

人吉球磨地域産業保健センター

〒868-0037 人吉市南泉田町72-2(人吉市医師会内)

TEL 0966-22-3059

天草地域産業保健センター

〒863-0046 天草市亀場町食場1181-1 (天草地域健診センター内) TEL 0969-25-1236

菊池鹿本地域産業保健センタ 〒861-1331 菊池市隈府堀の内764-1 (菊池郡市医師会内)

TEL 0968-23-1210

阿蘇地域産業保健センター

〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡医師会内)

TEL 0967-34-1177

熊本こころの電話

096(356)0110

●熊本いのちの電話

096(353)4343

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的 技術センターです。

熊本県精神保健福祉センター 熊本市水道町9-16 ☎096-356-3629

●地域における精神保健福祉に関する相談窓口です。

熊	本県	宇城	保保	建所	宇城市松橋町久具400-1	☎0964-32-1147
有	明	保	健	所	玉名市岩崎1004-1	☎0968-72-2184
Ш	鹿	保	健	所	山鹿市山鹿465-2	☎0968-44-4121
菊	池	保	健	所	菊池市隈府1272-10	☎0968-25-4155
阿	蘇	保	健	所	阿蘇市内牧1204	☎0967-32-0535
御	船	保	健	所	上益城郡御船町辺田見400	☎096-282-0016
Л	代	保	健	所	八代市西片町1660	☎0965-32-6121
水	俣	保	健	所	水俣市八幡町2-2-13	☎0966-63-4104
人	吉	保	健	所	人吉市寺町12-1	☎0966-22-3107
天	草	保	健	所	天草市今釜新町3530	☎0969-23-0172
熊本	市中央	保健福	祉セン	ター	熊本市九品寺1-13-16	☎096-364-3113
西	西保健福祉センター			ター	熊本市新町2-4-27	☎096-354-1201
東保健福祉センター			2ン:	ター	熊本市錦ヶ丘1-1	☎096-365-3000
北保健福祉センター			2ン:	ター	熊本市清水本町16-10	☎096-345-2175
南伊	宋健 裕	富祉t	2ン:	ター	熊本市平成1-10-8	☎096-355-4111



駐車場・交通のご案内

- ●車でお越しの方は、入江駐車場(無料)をご利用ください。
- ●市電市役所前下車徒歩1分、交通センターより徒歩5分

ご利用いただける日時

- ●当センターの休日を除く毎日……午前9時~午後5時
- ●当センターの休日…毎土・日曜日、国民の祝日、年末・年始
- ※なお、事業内容その他の詳細につきましては、下記にお問合わせ ください。

お問い合わせは



🁤 独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番7号 MY熊本ビル8階 TEL 096-353-5480 FAX 096-359-6506

ホームページ http://www.kumamoto-sanpo.jp/ 電子メール sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp